

II. 申込資格

申込みに当たっては、以下に記載する条件を満たすことが必要です。

- ① 日本国籍である方、又は在留カード、特別永住者証明書を交付されている方。
※在留カード等への切り替えを行っていない場合は、外国人登録を受けている方。
- ② 自ら居住する住宅を必要とし、現在、住宅に困っておられる方。
- ③ 入居しようとする世帯が二人以上であって、夫婦又は親子を主体とした家族であること。(*1)
※一定の条件を満たす場合、単身者の方も入居可能です。(*2)
- ④ 入居しようとする家族全員の所得合計が収入基準（所得月額200,000円以上601,000円以下）の範囲であること。
※世帯の入居時点で、満35歳以下の所得がある方がいる場合は、所得月額153,000円以上から申込みできます。（ただし、一部の住宅は、所得月額178,000円以上が必要となります。）
注) 所得月額は、年収総額を単純に1/12したものではありません。
- ⑤ 原則として、賃貸借契約の締結から20日以内に申込書記載の家族全員がご入居できる方。
- ⑥ 公社の定める条件を満たす連帯保証人のある方。(*3)
- ⑦ 申込本人、または同居しようとする方が暴力団員でないこと。
※ここで言う暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員を言います。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、兵庫県警察本部へ照会する場合があります。

(*1) 入居する世帯について

- ・家族を不自然に分割したり、合併したりすることはできません。（夫婦及び父母の別居、他の扶養すべき方のある親族と同居する場合等は申込みできません。）
- ・婚約中の方の申込みは可能です。この場合、入居（鍵渡し）から3ヵ月以内に入籍後の住民票（全員）及び戸籍謄本を提出していただきます。なお、申込み後に婚約者が変わったとき、又は上記の書類の提出がないときは、契約を解除する場合があります。
- ・内縁関係にある方も申込みが可能です。ただし、住民票の続柄が未届けの妻または夫となっており、それぞれの戸籍謄本でほかに婚姻関係にないことを確認させていただきます。

(*2) 入居可能な単身者について

- ・満35歳以下の単身の方。
- ・一部申込みができない住宅があります。詳しくは管轄事務所へお問い合わせください。

(*3) 連帯保証人の条件について

- ・日本国籍である方、又は在留カード、特別永住者証明書を交付されている方。（在留カード等への切り替えを行っていない場合は、外国人登録を受けている方。）
- ・ひょうご県民住宅等の申込資格以上の収入のある方。
- ・公社の管理する賃貸住宅（ひょうご県民住宅を含む）の入居者及び連帯保証人ではない方。
- ・上記条件に該当する連帯保証人を確保することが困難な場合、公社の指定する家賃保証会社と保証契約を締結し、ご入居いただくことが可能です。

▶その他の注意事項◀

- ① 申込み資格を充足していても、次に該当する場合は申込みできません。
 - ア 住宅内で営業行為をする方。
 - イ 円満な共同生活を営むことができない方。(申し込まれる住宅は共同住宅です。)
 - ウ 所得があるにもかかわらず、申告していない方。(非課税範囲内の方を除く。)
 - エ 家賃滞納のため、訴訟等で公営住宅等を明け渡した方、あるいは現在、明け渡し請求手続き中の方。
 - オ 現在、公社の管理する他の特定優良賃貸住宅に入居されている方。
 - カ 持家のある方は、原則として申し込むことはできません。(入居時までには持家を処分できる方でないとして申し込むことができません。)
 - キ 住宅内で、犬、猫、鳥などの動物を飼育される方。(補助犬を除く)
- ② 賃貸借契約の締結日から30日以内に、入居された住宅へ移転後の住民票(申込書記載の家族全員及び続柄が記載されたもの)を公社に提出していただきます。
- ③ 住宅困窮度、所得等について、必要に応じて市町・会社へ照会をする場合があります。

Ⅲ. 申込方法

「ひょうご県民住宅等入居申込書」に必要事項を記入・押印の上、資格審査に必要な書類と併せて、管轄事務所へご持参ください。(※郵送では受付していません。)

なお、公社ホームページより仮申込みをしていただくことができます。ただし、管轄事務所窓口における受付を優先します。

◎公社ホームページ

@ほーむ.HJK

URL : <http://www.hyogo-jk.or.jp/>